

松戸市農業委員会総会議事録

令和元年7月11日

令和元年松戸市農業委員会 7月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和元年7月11日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	岩佐忠夫	2番	椿唯司
3番	山口輝雄	5番	渡邊慶弘
6番	渡邊洋子	7番	杉浦昌平
8番	中村攻	10番	小宮克忠
11番	鈴木榮一	12番	山室一美
13番	湯浅雅之	14番	戸張春彦
15番	近藤榮一		
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川實
東部区域	松戸英樹	東部区域	湯浅孝一
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	小幡輝雄
馬橋・小金区域	渡辺豊		

1. 欠席委員

9番	眞嶋昇
常盤平・五香区域	飯沼静男

1. 関係課出席職員

農政課長	岡野衛	主査	三澤とあ子
------	-----	----	-------

1. 事務局出席職員

事務局長	田中嘉章	事務局長補佐	渡邊憲生
事務局長補佐	渋谷和彦	係長	寺尾敏子
主任主事	鎌田哲平		

開会 午後 3時00分

議長 ただいまより、令和元年7月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号13番湯浅雅之委員、議席番号14番戸張春彦委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴人について報告します。傍聴の申し出はございませんでした。

議長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申し出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議長 本日の議案は、第1号から第3号となっております。

なお、報告事項については、第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしく願いします。

農政課長 農政課でございます。

改めまして、よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件が2件となっております。そのため、地区促進員会議は要せず、貸付者及び借受者が協議の上、計画案を作成いたしました。

それでは、第1番から順にご説明してまいります。

議案書1ページの表の1番及び申請地につきましては、議案参考資料の1ページから2ページをごらんください。

対象農地の所在地は紙敷、現況地目は畑で、3筆の合計面積は2,239平方メートルでございます。本案件の利用権の種類は前回と同様に使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。貸付者・借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、ネギやキャベツを主体に栽培していく計画です。現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の1番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さんは、発言をお願いいたします。

湯浅委員 13番、湯浅です。

適正に管理されており、再設定でもありますので、私は賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかに、ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長よりお願いをいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号第2番をご説明いたします。

議案書1ページの表の2番及び申請地につきましては、議案参考資料の3ページから4ページをごらんください。

対象農地の所在地は和名ヶ谷、現況地目は畑で、面積は1,100平方メートル、利用権の種類は前回と同様の賃借権で、期間は5年の設定でございます。貸付者・借受者ともに引き続き利用権の設定を希望されており、小松菜を主体に栽培していく計画です。現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の2番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さんは、発言をお願いいたします。

渡邊委員。

渡邊（洋）委員 6番、渡邊洋子です。

以前、この農地につきましては、貸付者は、農地の維持管理に大変苦慮されていたということを考えますと、草を刈ったりするのが大変だということを知っていたんです。ですから、今回、この再設定ということで、賛成したいと思います。

議 長 ただいま、渡邊洋子委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかに、ご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議 長 ご意見ないようであります。原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

（農政課長退室）

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号11番、鈴木榮一です。

去る7月2日火曜日、議案第3号審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告いたします。

当日は、小宮克忠職務代理者を初め、山室一美農業委員、戸張春彦農業委員と私の4名により現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし聴取した内容をもとに慎重なる審議を行ったものであることを報告いたします。

それでは、議案第2号 農法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書の3ページをごらんください。

議案参考資料については、5ページから6ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料5ページの地図に示すところでございます。

申請地の面積は509平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は売買に伴う所有権移転です。譲受人の申請理由は、申請地の隣接に自作地があるためです。譲渡人の申請理由は、高齢で耕作が困難になったためでございます。譲受人は認定農業者で、経営農地については適正に耕作しております。譲受人の経営面積は、田が2,977平方メートル、畑が1万898平方メートル、合計で1万3,875平方メートルであり、今回の申請地509平方メートルを合わせますと1万4,384平方メートルになります。許可条件である50アールを超えております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族3人で900日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。譲受人が所有する農機具につきましては、トラクターが1台、田植機が1台、コンバイン1台、動埴1台、並びに貨物自動車2台を所有しており、申請地を耕作するためには十分であると判断をいたしました。申請地の営農計画では、ハウレンソウ、エダマメの栽培を行う予定で、支障ないと思われまます。

以上、審査会では、議案第2号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものではないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもちまして、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位におきまして、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議 長 ただいま、鈴木座長より申請内容の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

杉浦委員。

杉浦委員 7番、杉浦です。

説明でよくわかりました。賛成します。

議 長 ただいま、杉浦委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号につきましては、許可することに決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号についてお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、続きまして、議案第3号 農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。

議案書の5ページをごらんください。

権利の形態は使用貸借権設定です。申請理由は、申請人は現在、市内の賃貸住宅に居住しておりますが、申請人の母が所有いたします申請地を借り受け農家分家住宅を建築するためとのことございました。他法令については、開発行為のため都市計画法第29条が該当しますが、事前協議が済んでおりませんでした。ということで、土地利用計画図等が変更になる可能性があり、審査会では審査ができない部分があることから、申請代理人に対し取り下げの意向を確認しましたところ、申請人より、7月3日付で取下書が提出されました。

よって、本案件につきましては取り下げとなり、来月以降に改めて申請となりますので、

よろしく申し上げます。

以上でございます。

議 長 ただいま、鈴木座長より、議案第3号について内容の説明がございました。審査会報告のとおり、取り下げといたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書7ページ、報告事項1から、17ページ、報告事項4について、ご報告させていただきます。

まず、報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、7ページから10ページまでの記載のとおり、田が2件、1,531平方メートル、畑が23件、1万4,948平方メートル、合計25件で1万6,479平方メートルを受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、11ページから13ページまでの記載のとおり、田が8件、2,511平方メートル、畑が9件、2,257平方メートル、合計で17件、4,768平方メートルを受理いたしました。

次に、15ページ、報告事項3、農地法第5条の規定による許可申請の取下願についてですが、記載のとおり、1件、許可申請の取下願が提出され、これを受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項4、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、17ページ記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件を交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和元年7月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時18分